

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 12 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成2年8月から3年9月までの期間は47万円、同年10月から4年1月までの期間は50万円、同年2月から同年12月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から5年1月27日まで
取締役を務めていたA社における被保険者期間のうち、平成2年8月から4年12月までの標準報酬月額が実際の報酬月額と相違している。実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成5年2月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年3月3日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が当初2年8月から3年9月までの期間は47万円、同年10月から4年1月までの期間は50万円、同年2月から同年12月までの期間は53万円と記録されていたものが、2年8月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から4年12月までの期間は8万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

なお、取締役及び従業員からの「申立人は、社会保険関係等の事務には携わっていなかった」旨の証言を踏まえると、申立人が当該遡及訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があつたとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成2年8月から3年9月までの期間は47万円、同年10月から4年1月までの期間は50万円、同年2月から同年12月までの期間は53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から63年3月まで

申立期間中は定期的に金融機関で国民年金保険料を納付していた。国民年金加入時の状況などの記憶は無く、納付を証明する資料も無いが、納付していたのは間違いない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和63年11月に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 15 日から 39 年 10 月 15 日まで
昭和 38 年 2 月 15 日から 39 年 10 月 15 日までの期間及び同年 11 月 16 日から 40 年 4 月 11 日までの期間、A社に勤務した。この期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、38 年 2 月 15 日から 39 年 10 月 15 日までの期間について、厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）から受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは同僚の証言からうかがえるものの、申立期間当時の事業主は死亡しているため証言が得られず、同社に関連資料が保存されていないことから勤務期間を特定することができない。

また、申立人の雇用保険の記録によると、事業所名称は不明であるものの、B県C市に所在していた事業所における加入記録が確認でき、その資格取得日は、申立期間後である昭和 39 年 11 月 16 日であり、これはオンライン記録の厚生年金保険の資格取得日と一致している上、申立期間当時在職していた元同僚は「自分の厚生年金保険加入記録も入社してから 1 年以上経過後となっている」と証言していることを踏まえると、当該事業所の事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年ごろから32年ごろまで

昭和27年ごろにA社に就職して約5年間勤めていたが、厚生年金保険の記録が無い。正社員として勤務していたので、社会保険料は控除されていたと思う。この期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てているが、同社に保管されている申立期間当時の社員名簿に申立人の氏名は搭載されていない上、申立期間において被保険者資格を取得している複数の従業員は「申立人を知らない」と証言しており、同社における申立人の雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立期間において申立人が同社に勤務していたことを推認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から同年 10 月まで

A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと申述しているA社は、商業法人登記簿上確認できず、同社の所在地であったB市C区及びD区を管轄する年金事務所に事業所記号払出簿の照会を行ったものの、同社が厚生年金保険の適用事業所又は任意包括適用事業所として手続された形跡は見当たらない上、オンライン記録においても同社の記録は確認できない。

また、申立人は当該事業所の事業主の氏名を記憶しておらず、記憶していた経理担当者の同事業所における厚生年金保険加入記録も確認できないほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社B所に昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 9 月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者の資格喪失日は同年 9 月 30 日となっている。この場合の資格喪失日は同年 10 月 1 日となることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B所に昭和 37 年 9 月 30 日まで在籍し、経理係に属していたと主張しているものの、同社の厚生年金保険の現担当者は、申立期間当時の申立人の在籍確認ができる資料は保存されていないと証言しており、退職日を証明する資料は見当たらない。

また、A社B所に係る健康保険厚生年金保険事業所被保険者名簿により、昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 14 日までに厚生年金保険の被保険者として資格取得した健康保険の番号の*番までの従業員のうち、同名簿に資格喪失年月日（昭和 35 年 6 月 1 日から 38 年 4 月 30 日までの間）の記載がある従業員 89 人を確認したところ、資格喪失日が、月末日の従業員が 11 人、1 日の従業員が 3 人、2 日の従業員が 7 人、そのほかの従業員が 68 人であったことから、当時、同社は本人の申請の日付を退職日としていたことが推認される。

さらに、当時の当該事業所の事務担当者は、実際の事務処理については明確な記憶が無いものの、厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日であることを承知していること、及び同社の現担当者は「現在は退職日については定年退職の場合は、3 月、9 月の末日までとするが、中途退職の場合は本人の申請の日付で退職としており、当時も同様であったと思う」と証言しているところ、昭和 37 年 9 月 30 日は日曜日であり、通常は事務系の

従業員は休日であることを考えると実際の勤務は同年9月30日の前日までであったことが推認される。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A職業訓練所(当時)のラジオ・テレビ科の課程が修了見込となったため、所外教育の名目として、B社C事務所で3か月程度の現地教育を受けた後、昭和36年4月に同事務所に入社したと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、B社C事務所に勤務していたと申述しているが、同社人事部が保有している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」の控、及び社会保険加入記録の整理簿である「厚生年金失業保険被保険者名簿」に記載されている申立人の資格取得日は、いずれも昭和36年9月1日となっている上、同名簿には「37年4月21日、Dに転出」の記載があるなど、同社人事部の保有する関連資料の記載内容は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、A職業訓練所の学籍簿には、申立人の入所年月日は「昭和35年4月8日」、修了(卒業)年月日は「昭和37年3月20日」、就職先として「B社D事業所」の記載が確認できる。

さらに、申立人のA職業訓練所における知人であり、昭和36年9月1日に同所で被保険者資格を取得している元同僚は「自分は、訓練所に在学中であった昭和36年9月からB社のC工場に行き、37年の4月か5月にD工場に移った。申立人のことも憶えており、自分と同様だったと思う」と証言している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 18 日から同年 8 月 1 日まで

A社に入社してから退職するまで、休むことなく住み込みで勤務していたが、オンライン記録では、昭和 26 年 12 月 1 日から 31 年 4 月 18 日までの期間、及び同年 8 月 1 日から 35 年 2 月 8 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっており、申立期間が空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に閉鎖しており、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて、事業主から証言を得ることができず不明であるが、複数の同僚から申立期間においても継続勤務していた旨の証言が得られるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険の被保険者であった当該複数の同僚は、昭和 31 年 4 月 18 日に被保険者資格を喪失し、その後同事業所において、同年 12 月 1 日に新たな健康保険整理番号を付番され厚生年金保険の被保険者資格を再度取得しており、申立人と同様に、申立期間における加入記録はいずれも確認できないことを踏まえると、同事業所においては、従業員のそのすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
(A社)
② 平成 2 年 8 月 1 日から 4 年 1 月 11 日まで
(B社)
③ 平成 4 年 6 月 1 日から 5 年 6 月 23 日まで
(B社)

A社(現在は、C社)に昭和 49 年 4 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は 51 年 4 月 1 日となっている。また、B社(現在は、D社)には入社から現在に至るまで継続して在籍しているが、一部厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は奨学生としてA社に昭和 49 年 4 月 1 日に入社したと申述しているが、申立人が在籍していたE専門学校(現在は、F専門学校)に確認したところ、申立人は 51 年 4 月 10 日にG奨学生として入学したと回答しており、同社における厚生年金保険の資格取得年月と一致するところ、申立期間当時の事業主は「試用期間は設けておらず、従業員を入社と同時に社会保険に加入させていた。申立人についても、同様の取扱いを行ったと思う」と回答している上、申立人と同様に同年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格取得している複数名の同僚は

「自分の入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。申立人と同期入社であることは間違いない」旨を証言していることから、申立人が申立期間に勤務していたことを推認できない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②及び③について、申立人はB社に厚生年金保険の資格取得をした昭和63年12月21日から現在に至るまで継続して在籍しているため、申立期間を同社の厚生年金保険被保険者として記録の訂正を求めているが、申立人自身が「私はB社が個人経営であったころに事業主となった」旨を申述しているところ、オンライン記録において、平成2年8月1日で資格喪失していることが確認でき、同年8月14日に申立人を同社の事業主とする処理が行われ、かつ、商業登記簿謄本によると、同社は5年6月23日に申立人を代表取締役として法人設立しており、法人設立と同日に再度資格取得していることを踏まえると、厚生年金保険法上、厚生年金保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られており、申立期間において、申立人は厚生年金保険被保険者となることができない個人事業主であったことから、同社において厚生年金保険被保険者となることはできない。

なお、オンライン記録によると、申立期間②及び③のすべての期間について、申立人は国民年金を定額納付していることが確認できるほか、同期間において、健康保険任意継続被保険者となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②及び③において、厚生年金保険被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 2 日から 49 年 6 月 1 日まで
父の経営するA社に従業員として勤務していた期間のうちで、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。この期間は、結婚し、子供も生まれたころであり、保険に入っていないなど考えられないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと申し立てているが、当時の事業主である申立人の父親は既に死亡しており、現事業主である申立人の弟の妻もその当時のことは分からないと申述している上、申立期間当時の関連資料も保管されておらず、申立人の申立期間当時の勤務の実態について確認することができない。

また、申立人は当該事業所における当時の同僚を2人記憶しているが、そのうちの1人は、厚生年金保険の加入記録が確認できず、もう1人は「申立期間の時期より前に会社を辞めたので、その後のことはわからない」旨を証言している上、申立期間当時在籍していた従業員で連絡の取れた4人のうち2人からは、申立期間のころも申立人は実家の会社で働いていた旨の証言が得られたものの、残りの2人は「申立期間の当初、申立人夫婦は会社のあるB市の実家を出て、C市にある妻の実家へ行った。そこで子供が生まれた。少なくとも1、2年は会社にいなかったと思う」、「申立人は、妻の実家が飲食店なので、しばらくそこを手伝っていた。食べに行ったこともある。申立期間直後の少し前からちよくちよく実家の会社の手伝いに来ていた」旨を具体的に証言しており、これは申立人の「夫婦二人して一時期家を出たことがあった。その時、妻の実家が飲食店だったこともあり、少し手伝っていた」との証言とも符合していることを踏ま

えると、一時期実家を出た時点で、厚生年金保険の資格喪失処理がなされ、その後婚姻して同事業所の仕事を本格的に再開した時点で同資格の再取得処理がなされた事情がうかがえる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和 46 年 5 月 2 日、同資格取得日は 49 年 6 月 1 日と確認できる上、同原票には、資格喪失日直後の日付である「46. 5. 25」が健康保険被保険者証の返却日として記載されている。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月ごろから 36 年 8 月 1 日まで
A社に入社し、結婚のため昭和 37 年 3 月に退職したが、入社から約 3 年間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所の閉鎖時の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、関連資料が保管されておらず不明である旨を証言しているが、同事業所の複数の従業員は、「社会保険の説明は無かった。資格取得日より前から勤務していた」、「入社して3年後から加入記録がある」などを証言していることから、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで

A社B支店に転勤した際の給与明細書を保有しているが、転勤前と支給額はほとんど変わらないのに標準報酬月額が下がっている。給与明細書の支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書によれば、昭和 56 年 10 月から 57 年 7 月までの支給額は、転勤前の支給額と比較すると支給総額は増加しているものの、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、A社の現在の厚生年金保険の担当者は「申立期間当時の資料は無いが、異動に伴う資格取得届を提出する際は、基本的給与（所定外手当等を除く）にて行っていたものと考えられる。今後どの程度発生するか不明である所定外手当を、適当に見込んで資格取得時報酬とするのは

妥当性を欠く、という判断によるものではないか。ただし、当時の担当者不明のため、詳細は不明である」と証言していることから、同社B支店への異動に伴う資格取得届を提出する際は、基本的給与を基に標準報酬月額を算出したものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月ごろから30年12月1日まで
② 昭和31年3月1日から32年3月1日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社で、厚生年金保険に3か月しか加入していないことになっているが、もっと長く勤めていた。当時の同僚も証言してくれている上、在職中に夏を2回経験し、昭和29年8月26日に同僚と一緒に撮った写真もある。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人から提出された写真、具体的な申述内容及び同僚の証言から推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事情を記憶する元同僚には、記録上、当該事業所での厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和29年5月1日）が同日の者が5人確認できるものの、元同僚は、「これらの者とは同日に入社したのではない」と証言している上、申立人自身が同事業所に誘ったとする別の元同僚は、「前職を昭和29年7月28日に資格喪失し、すぐにA社に就職した」と証言しているにもかかわらず、資格取得日が申立人と同日の昭和30年12月1日になっていることなどを踏まえると、同事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年3月1日以降も、継続して32年3月1日まで勤務していたと申し立てているが、申立人及び元同僚の記憶はいずれも曖昧で申立期間において申立人が同事業所に勤務していたことを推認す

ることができない。

また、当該事業所は既に閉鎖されており関連資料等を得ることができない上、申立期間当時の社会保険事務担当者からは具体的な証言を得ることもできない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 8 日から 42 年 9 月 1 日まで

A社に昭和 37 年 8 月から 42 年 9 月 1 日までの期間、継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、38 年 5 月 8 日から 42 年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 5 月 8 日以降も継続して勤務していたことは、申立期間において同社に勤務していたとする同僚の証言からうかがえる。

しかしながら、申立人は「昭和 37 年 8 月から 38 年 5 月まではB県のCダムの現場にいたが、その後はDの高速道路の現場事務所で炊事係の仕事をしていた」と申述しているところ、当該事業所の事業主は「当時は職員でない傭人等（重機オペレータ、炊事、現場労務者など）の場合、現場が異動になると、常用的従業員としての判断は各本支店にゆだねられていたため、厚生年金保険については異動の際に、被保険者の資格取得及び喪失手続が行われていたと思う」旨を回答しており、申立期間の始期において申立人が現場を異動していることを踏まえると、異動の際にCダムの現場における被保険者資格喪失手続が行われた後、異動先の現場での被保険者資格取得手続が行われなかったものと考えられる。

また、申立人の記憶していた前述の同僚及び同職種の同僚の厚生年金保険の加入記録も申立期間において確認できない。

さらに、当該事業所が保有していた申立人に係る厚生年金保険被保険者整理名簿によると、申立人は傭人として昭和 37 年 8 月 2 日に被保険者資格を取得し、38 年 5 月 8 日に喪失しており、厚生年金保険被保険者名簿

の記録とも一致していることが確認できる。

なお、公共職業安定所においては、昭和40年3月31日以降の離職に係る雇用保険被保険者であった期間の記録が保存されているが、申立人の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。